

中央区工事成績評定要綱

平成20年3月31日
19中土道第231号

平成23年3月31日
22中土管第911号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区工事施行規程(昭和46年6月中央区訓令甲第4号。以下「工事施行規程」という。)第23条の2及び中央区契約事務規則(昭和39年3月中央区規則第10号。以下「契約事務規則」という。)第67条の2の規定に基づき、中央区が施行する請負工事に係る成績評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、工事請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定は、一件の契約金額が500万円を超える請負工事を対象とする。

(評定者)

第3条 評定者は、次に掲げる者とする。

- 一 工事施行規程第2条第4号に規定する監督員
- 二 契約事務規則第56条第1項に規定する検査員

2 前項第1号に規定する監督員は、中央区工事施行規程監督基準(平成12年2月17日11中土道第184号)1.2.2に規定する総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。

(評定の時期)

第4条 前条第1項の各評定者は、原則として工事完了検査合格の日から14日以内に評定を行わなければならない。

(評定の実施)

第5条 評定者は、対象工事ごとに、別記第1号様式による工事成績評定表(以下「評定表」という。)の各評定項目について、次条から第9条までに定めるところにより評定を行う。

(主任監督員及び担当監督員の評定の内容及び方法等)

第6条 主任監督員及び担当監督員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の項目について、評定を行う。

2 前項の評定は、別に環境土木部長又は都市整備部長が定める工事成績評定項目別評定表(以下「評定項目別評定表」という。)により行う。

- 3 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を評定表及び評定項目別評定表により、総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定の内容及び方法等)

第7条 総括監督員は、前条の規定により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果等を総合的に判断し、「法令遵守等」の項目を除く評定表の各評定項目について評定を行う。

- 2 総括監督員は、評定表の評定項目中「法令遵守等」について評定を行う。
- 3 前項の評定は、別に環境土木部長又は都市整備部長が定める評定項目別評定表により行う。
- 4 総括監督員が第1項及び第2項の規定により評定した結果をもって監督員が行う工事成績評定とする。

(検査員が行う評定の内容及び方法等)

第8条 検査員は、評定表の評定項目中「基本的な技術力と成果の評価」の「施工管理」の項目について評定を行う。

- 2 前項の評定は、別に環境土木部長又は都市整備部長が定める検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により評定を行う。
- 3 検査員は、前項の検査成績評定表及び検査成績評定項目別評定表により、評定の結果を当該評定対象の工事（以下「当該工事」という。）の検査事務を主管する課の課長（以下「検査主管課長」という。）に報告する。
- 4 第1項及び第2項の規定により評定した検査成績をもって検査員が行う工事成績評定とする。
- 5 検査員は、検査員としての評定点を総括監督員へ送付する。

(評定結果のとりまとめ)

第9条 総括監督員は、検査員の評定点と監督員の評定点とをとりまとめ、別記第2号様式による工事成績評定報告書（以下「報告書」という。）及び評定表に評定結果を記録する。

(評定結果の報告)

第10条 総括監督員である当該工事を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）は、評定の結果について当該工事を主管する部の部長（工事施行規程第2条第2号に規定する部長をいう。以下「工事主管部長」という。）に報告する。

(評定結果の送付)

第11条 工事主管課長は、評定の結果を評定表及び報告書により総務部経理課長へ送付する。

(評定結果の通知)

第12条 工事主管部長は、別記第3号様式による工事成績評定通知書により、速やかに当該工事の請負者へ評定の結果を通知する。

(説明責務)

第13条 工事主管部長は、前条の規定による通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、口答により速やかに回答しなければならない。

(評定結果の説明請求)

第14条 前条の説明を受けたものは、その説明に不服があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に当該成績評定の通知者に対して、評定の内容について書面により説明を求めることができる。

2 工事主管部長は、前項の説明を求められたときは、書面により速やかに回答するものとする。

(評定結果の再説明請求)

第15条 前条の規定による回答を受けた者は、当該回答を受けた日の翌日から起算して10日以内に区長に対して書面により再説明を求めることができる。

2 区長は前項による再説明を求められたときは、中央区指名業者選定等委員会規則(昭和43年5月中央区規則第21号)第1条の中央区指名業者選定等委員会の審議を経て、書面により速やかに回答するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境土木部長又は都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。